

○大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成19年5月31日

教育委員会告示第2号

改正 平成20年5月26日教委告示第2号

平成20年7月31日教委告示第3号

平成21年6月1日教委告示第1号

平成22年5月26日教委告示第1号

平成23年5月31日教委告示第12号

平成24年5月28日教委告示第7号

平成25年5月28日教委告示第7号

平成26年6月1日教委告示第11号

平成26年7月25日教委告示第17号

平成27年5月25日教委告示第12号

平成28年5月26日教委告示第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が保育料及び入園料（以下「保育料等」という。）の減免をする場合に、予算の範囲内で私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する国又は地方公共団体が設置する幼稚園以外の幼稚園

- (2) 満3歳児 当該年度中に満3歳に達する幼児
 - (3) 3歳児 当該年度の初日に満3歳に達している幼児
 - (4) 4歳児 当該年度の初日に満4歳に達している幼児
 - (5) 5歳児 当該年度の初日に満5歳に達している幼児
- (交付対象等)

第3条 市は、私立幼稚園に在園し、市内に住所を有する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、設置者が保育料等を減額し、又は免除する場合において、当該設置者に対し補助を行うものとし、補助金の額は別表第1又は別表第2に定める額の範囲内とする。

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)によるものとし、その提出期限は市長が別に定める日までとする。

2 規則第4条第2項の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 保育料等減免措置に関する調書(様式第3号)
- (3) 保育料等の額を明らかにする書類(園則等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前項第2号に規定する調書には、市町村民税課税(非課税)証明書又は市町村民税納税通知書の写しを添付するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者が含まれる世帯(以下「生活保護世帯等」という。)にあっては、大崎市社会福祉事務所長の証明書に代

えるものとする。

(平20教委告示2・平20教委告示3・平26教委告示11・
平26教委告示17・一部改正)

(交付の決定)

第5条 規則第7条の規定による通知は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「通知書」という。)によるものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 保育料等を補助金額のとおり減免措置すること。
- (2) 減免を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(平20教委告示2・一部改正)

(補助金の交付)

第7条 市長は、第5条の規定による補助金の交付決定後において、補助金を概算払により交付することができる。

2 概算払の方法により補助金交付を受けようとする設置者は、第5条に規定する通知書を受理した後速やかに私立幼稚園就園奨励費補助金概算払請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(変更交付申請等)

第8条 設置者は、第4条の規定により行った補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、直ちに市長に変更の交付申請を行わなければならない。この場合において、当該変更交付申請は第4条の規定を準用する。

2 市長は、前項の規定による補助金の変更交付申請があったときは、その内容を審査し、設置者に補助金の交付決定の変更を通知するものとする。この場合において、当該変更の通知は第5条の規定を準用する。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項の規定による補助事業実績報告は、私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書(様式第6号)によるものとし、設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに、減免措置を完了したことが明らかになる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 規則第14条の規定による通知は、私立幼稚園就園奨励費補助金確定通知書(様式第8号)によるものとする。

(平20教委告示2・一部改正)

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年5月26日教育委員会告示第2号)

この告示は、平成20年6月1日から施行し、平成20年度分から適用する。

附 則(平成20年7月31日教育委員会告示第3号)

この告示は、平成20年8月1日から施行し、平成20年度分から適用する。

附 則(平成21年6月1日教育委員会告示第1号)

この告示は、平成21年6月1日から施行し、平成21年度以後の補助金について適用する。

附 則(平成22年5月26日教育委員会告示第1号)

この告示は、平成22年6月1日から施行し、平成22年度以後の補助金について適用する。

附 則（平成23年5月31日教育委員会告示第12号）

この告示は、平成23年6月1日から施行し、平成23年度以後の補助金について適用する。

附 則（平成24年5月28日教育委員会告示第7号）

この告示は、平成24年6月1日から施行し、平成24年度以後の補助金について適用する。

附 則（平成25年5月28日教育委員会告示第7号）

この告示は、平成25年6月1日から施行し、平成25年度以後の補助金について適用する。

附 則（平成26年6月1日教育委員会告示第11号）

この告示は、平成26年6月1日から施行し、平成26年度以後の補助金について適用する。

附 則（平成26年7月25日教育委員会告示第17号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年5月25日教育委員会告示第12号）

この告示は、平成27年6月1日から施行し、平成27年度以後の補助金について適用する。

附 則（平成28年5月26日教育委員会告示第14号）

この告示は、平成28年5月26日から施行し、平成28年度以後の補助金について適用する。

別表第1（第3条関係）

（平25教委告示7・全改，平26教委告示11・平27教委告示12・平28教委告示14・一部改正）

階層区分		補助対象経費	補助限度額（年額）		
			兄・姉がおらず、1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	生計を一にする兄・姉を1人有している場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	生計を一にする兄・姉を2人以上有している場合及び同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
1	生活保護世帯等	入園料	308,000円	308,000円	308,000円
2	当該年度に納付すべき市町村村民税が非課税となる世帯	料及び保育料	272,000円	290,000円	308,000円
3	当該年度に納付すべき市町村村民税の所得割が非課税となる世帯	の合計額	272,000円	290,000円	308,000円
4	当該年度に納付す		115,200円	211,000円	308,000円

べき市町			
村民税の			
所得割課			
税額が			
34,500円			
に次に掲			
げる額を			
合算した			
額以下と			
なる世帯			
ア 16歳			
未満の			
扶養親			
族の数			
×			
21,300			
円			
イ 16歳			
以上19			
歳未満			
の扶養			
親族の			
数×			
11,100			
円			

備考

- 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
上記の単価×（保育料の支払い月数＋3）÷15（100円未満を四捨五入）
- 3 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 同一世帯から 2 人以上就園している場合又は同一世帯から 3 人以上就園している場合とは、同一世帯から 2 人以上の就学前の児童が幼稚園、保育所、子育て支援総合施設、認定子ども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合をいう。
- 5 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別課税額控除前の所得割課税額を用いて、階層区分を決定する。
- 6 扶養親族の年齢は、当該年度の前年 12 月 31 日現在とする。
- 7 ひとり親世帯等（保護者又は保護者と同一世帯に属する者が次に掲げる世帯）の場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げるとおりとする。
 - (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - (4) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 15

- 6号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
- (7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)
- (8) その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

階層区分	補助対象経費	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
2	入園料及び保育料の合計額	308,000円	308,000円	308,000円
3		308,000円	308,000円	308,000円
4		217,000円	308,000円	308,000円

別表第2(第3条関係)

(平25教委告示7・全改,平26教委告示11・平27教委告示12・平28教委告示14・一部改正)

階層区分	補助対象経費	補助限度額(年額)

当該年度に納付すべき市町村 村民税の所得割課税額が 171,600円につき ぎに掲げる額を合算した額 以下となる世帯 ア 16歳未満 の扶養親族 の数× 19,800円 イ 16歳以上 19歳未満の 扶養親族の 数×7,200円	入園料及び保育料の合計額	小学校1～3年生 の兄・姉がいない 場合	ア 1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	62,200円
		小学校1～3年生 の兄・姉を有する 場合	イ 同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	185,000円
			ウ 同一世帯から3人以上就園している場合の上記以外の園児（第3子以降）	308,000円
			ア 小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者（第2子）	185,000円
		小学校1～3年生 の兄・姉を有する 場合	イ 小学校1～3年生の兄・姉を	308,000円

		1人有してお り、同一世帯か ら2人以上就園 している場合 の上記以外の 園児及び小学 校1～3年生に 兄・姉を2人以 上有している 園児（第3子以 降）	
上記以外の世帯	小学校1～3年生 の兄・姉がいない 場合	ア 同一世帯か ら2人以上就園 している場合 の次年長者（第 2子）	154,000円
		イ 同一世帯か ら3人以上就園 している場合 の上記以外の 園児（第3子以 降）	308,000円
	小学校1～3年生 の兄・姉を有する 場合	ア 小学校1～3 年生の兄・姉を 1人有してお	154,000円

		り、就園してい る場合の最年 長者（第2子）	
		イ 小学校1～3 年生の兄・姉を 1人有してお り、同一世帯か ら2人以上就園 している場合 の上記以外の 園児及び小学 校1～3年生に 兄・姉を2人以 上有している 園児（第3子以 降）	308,000円

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
上記の単価×（保育料の支払い月数+3）÷15（100円未満を四捨五入）
- 3 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 同一世帯から2人以上就園している場合又は同一世帯から3人以上就園している場合とは、同一世帯から2人以上の就学前の児童が

幼稚園，保育所，子育て支援総合施設，認定子ども園，特別支援学校幼稚部，情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合をいう。

- 5 市町村民税の所得割課税額については，住宅借入金等特別課税額控除前の所得割課税額を用いて，階層区分を決定する。
- 6 扶養親族の年齢は，当該年度の前年12月31日現在とする。

様式第1号(第4条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

年 月 日

大崎市長 様

所在地
幼稚園名
設置者名 ㊟

大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり
年度大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請しま
す。

記

区 分		
補 助 金 交 付 申 請 額		円
内 訳	既決定額	
	増 (△ 減) 額	

(注) 補助金交付申請額の内訳は、変更交付申請を行う場合とすること。

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

（別表第 関係）

区分	所得階層	補助 限度額 (1人 当たり)	幼稚園				合計
			満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
			補助対象人員				
			補助決定額				
第1子	I生活保護世帯						
	II市町村民税非課税世帯						
	III市町村民税所得割非課税世帯						
	IV所得割課税額 円以下						
	V所得割課税額 円以下						
	小計						
第2子	I生活保護世帯						
	II市町村民税非課税世帯						
	III市町村民税所得割非課税世帯						
	IV所得割課税額 円以下						
	V所得割課税額 円以下						
	VI上記区分以外の世帯						
小計							
第3子以降	I生活保護世帯						
	II市町村民税非課税世帯						
	III市町村民税所得割非課税世帯						
	IV所得割課税額 円以下						
	V所得割課税額 円以下						
	VI上記区分以外の世帯						
小計							
合計							

(注) 減免額又は補助額に差異がある場合には、それに応じて区分して記入すること。

様式第3号（第4条関係）

保育料等減免措置に関する調書

年 月 日

(1) ふりがな 在園児の氏名 男・女 年 月 日生 満 歳 月		(2) 入園幼児数 ・ 1人 ・ 2人 ・ 3人以上		(3) 幼稚園名		
(4) 幼児に小学校1～3年生になる兄・姉が いる ・ いない（一方を○で囲む。）						
(5) 幼児の属する世帯の状況（ 月 日現在）						
氏 名	生年月日 (満年齢)	性 別	続 柄	職 業	市町村民税課税額	
					均等割額	所得割額
(6) 年少扶養親族数		・ 15歳以下()名 ・ 16歳以上19歳未満 ()名			計 ()名	
(7) ふりがな 保護者の氏名	印			電話番号 - -		
(8) 現住所						
<p>上記の者は当幼稚園の在園児であることを証明します。</p> <p>大崎市長 様</p> <p style="text-align: right;">(設置者)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日</p>						

備考 1 「幼児の属する世帯の状況欄」には、幼児と生計を共にする方全員について記入してください。

2 世帯全員の市町村民税課税証明書等を添付してください。

3 生活保護受給世帯は、大崎市社会福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書を添付してください。

同意書 就園奨励費の補助金交付の審査について 必要があるときは、市が、私及び私の世帯員の市町村民税の課税状況について調査することに同意します。	年 月 日
	住所 氏名 印

様式第4号(第5条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

第 号

所在地
幼稚園名
設置者名

年 月 日付で交付申請のあった 年度大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金
については、大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第5条の規定により、下記の条
件を付して 円を交付します。

年 月 日

大崎市長



記

- 補助条件
- 1 保育料等を補助金額のとおり減免措置すること。
 - 2 減免を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

様式第5号(第7条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金概算払請求書

年 月 日

大崎市長 様

所在地
幼稚園名
設置者名

㊟

年 月 日付 第 号で交付決定のあった 年度大崎市私立幼稚園
就園奨励費補助金について、大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第7条の規定に
より、下記金額を概算払の方法により交付されるよう請求します。

記

請求額 金 円

(振込先)

- 1 金融機関名
- 2 口座番号
- 3 口座名義人

様式第6号(第9条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書

年 月 日

大崎市長

様

所在地

幼稚園名

設置者名



年 月 日付第 号で交付決定通知がありました 年度大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金について、大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 添付書類 1 私立幼稚園就園奨励費補助金事業実施内訳書(様式第7号)
2 減免措置確認書

様式第7号（第9条関係）

私立幼稚園就園奨励費補助金事業実施内訳書

（別表第 関係）

幼稚園

区分	所得階層	補助 限度額 (1人 当たり)	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
			補助対象人員				
			補助決定額				
第1子	I生活保護世帯						
	II市町村民税非課税世帯						
	III市町村民税所得割非課税世帯						
	IV所得割課税額 円以下						
	V所得割課税額 円以下						
	小計						
第2子	I生活保護世帯						
	II市町村民税非課税世帯						
	III市町村民税所得割非課税世帯						
	IV所得割課税額 円以下						
	V所得割課税額 円以下						
	VI上記区分以外の世帯						
小計							
第3子以降	I生活保護世帯						
	II市町村民税非課税世帯						
	III市町村民税所得割非課税世帯						
	IV所得割課税額 円以下						
	V所得割課税額 円以下						
	VI上記区分以外の世帯						
小計							
合計							

様式第8号(第10条関係)

私立幼稚園就園奨励費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

所在地
幼稚園名
設置者名 様

大崎市長 

年 月 日付第 号で交付決定した 年度大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金について、年 月 日付で提出されました補助金実績報告に基づき、大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第10条の規定により、その額を 円に確定します。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

（平25教委告示7・全改，平26教委告示11・一部改正）

様式第3号（第4条関係）

（平25教委告示7・全改，平26教委告示11・一部改正）

様式第4号（第5条関係）

（平20教委告示2・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第9条関係）

（平20教委告示2・全改）

様式第7号（第9条関係）

（平25教委告示7・全改，平26教委告示11・一部改正）

様式第8号（第10条関係）

（平20教委告示2・旧様式第7号繰下）